参考資料１

24 水大第 65 号
平成 24（2012 年）５月 25 日

長野県環境審議会
会長　藤　縄　克　之　様

長野県知事　阿　部　守　一

水資源の保全に係る制度創設について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

水は、全ての生命の源であり、私たちの日常生活や経済活動を支え、文化を育むとともに、豊かな生態系を形成していく上で大切な資源であります。

この水資源は、本県において将来にわたって引き継いでいかなければならない県民共有の貴重な財産でありますが、近年、目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下による地下水の減少が懸念されています。

このような事態に対し、県では、県庁内の５部８課で構成する「水源林・水源・地下水保全対策部会（以下「部会」という。)」において、水源林、水源及び地下水の保全対策等について検討し、平成 24 年２月 16 日に報告書を取りまとめたところです。

この報告書では、水資源を保全するために、水源地域における土地取引の事前把握制度の創設を検討するほか、新たな「第５次長野県水環境保全総合計画」に水資源を重要な柱として位置付けるとともに、水資源保全対策地域連絡会議を設置して地域ごとに検討を行うなどの対応策を進めることとしています。

そこで、部会での検討や本県を取り巻く状況を踏まえ、本県の豊かな水資源を保全するため、条例化を含めた新たな制度を創設したいので、貴審議会の意見を求めます。

水資源の保全に係る制度創設について

水大気環境課

1　趣　旨

水資源は、本県において将来にわたって引き継いでいかなければならない県民共有の貴重な財産であるが、近年、目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下による地下水の減少が懸念されている。そこで、「水源林・水源・地下水保全対策部会」における検討結果を踏まえ、本県の豊かな水資源を保全するため、条例化を含めた新たな制度を創設する。

2　水源林・水源・地下水保全対策部会の検討

(1)　部会の検討結果から出された課題

○水源林（土地利用）及び水資源（取水）の両方の規制がない個人所有林があること。

○国及び県において、地下水の保全を目的とした法律及び条例は制定されていないこと。

○「地下水の保全に関する市町村条例」のある市町村においても、規制の内容に差があり、有効に機能する規制の在り方について検討が必要であること。

○特に保全が必要な水源地では、取水等を目的とした土地取引の事前把握が必要であること。

(2)　県の基本的な考え方

水資源やこれを涵養する水源林は、県民の生活に不可欠な県民共有の貴重な財産であることから、特に重要と認められる水資源及び水源林については、県及び市町村による公的管理の下に、持続的な保全を図ることを県の基本的な考え方とし、既存制度の活用や新たな制度の創設も視野に、水源地等の保全を図る。

3　今後の県の対応

水資源の保全（環境部）

1　**環境審議会への諮問**
水資源保全のあり方などについて、環境審議会に専門委員会を設置し、検討を行う。

①　**水資源保全に係る制度創設の検討**
（水源地域における土地取引等の事前届出制度など）

②　第５次水環境保全総合計画の策定
水資源保全対策を重要な柱と位置付け、涵養対策をはじめとした施策を計画に盛り込む。

2　**地下水取水に関する規制整備の検討**
県と市町村の役割分担などについて、市町村と協議し方向性を出す。

○市町村条例整備への支援

○広域レベルでの規制のあり方等についての検討及び調整　など

⇒

本県の豊かな水資源を将来にわたって保全するため、条例化を含めた新たな制度を創設する。

水源林の保全（林務部）

1　保安林指定又は公有林化等
保全が必要な水源林を保安林指定や公有林化し、公的管理の下に置く。
①水源地の現状把握
②市町村森林計画への位置付け
③管理手法の決定（保安林化、公有林化、森林所有者と市町村間による契約又は協定の締結）
④県及び市町村による所有者説明会、同意取得

2　水源林保全に関する啓発
①県植樹祭、広報誌等によるＰＲ活動
②林業士等地域リーダーの育成

3　新たな森林所有者への指導

市町村との連携

◎水資源保全対策地域連絡会議の設置

地域における水資源保全の在り方や、県と市町村の役割分担などについて協議する場として「水資源保全対策地域連絡会議」を設置し、地域ごとに検討を行う。

構成機関：地方事務所（環境課・林務課・農政課・農地整備課）、建設事務所（維持管理課）、広域連合、市町村、水道事業者　等

検討項目：
①市町村における地下水等水資源の現状把握（市町村へのアンケート調査）
②市町村条例の現状分析、課題整理及び今後の対応策の検討
③水源林の保全に関する県及び市町村の取組み（保安林化、公有林化に向けた検討）
④国への要望事項の検討　など

開催回数：必要に応じ、地域ごとに随時開催

4　水資源保全に係る制度創設のスケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会	諮問						中間報告		答申（予定）		
（専門委員会）		○		○		○		○			
県庁内会議		←―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――→		
市町村との調整		←―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――→		
パブリックコメント							○				